

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	理財部 市民税課
------	----------

実施事案名	特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の再評価（案）（個人住民税賦課に関する事務）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>社会保障・税番号制度の導入に当たり、地方税の収納管理に関する事務では、特定個人情報を含む個人住民税情報ファイルを保有するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により、令和2年に特定個人情報保護評価を行い、全項目評価書を作成・公表しました。その後も、毎年見直しを行い、特定個人情報の適正かつ厳格な取扱いを維持し、流出その他の事態を発生させるリスクの軽減に努めています。</p> <p>今回、令和7年度までに地方税に係る基幹業務システムを標準準拠システムへ移行することに伴い、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月）に定めるガバメントクラウドを利用することで、本市が保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えることとなるため、全項目評価を実施する必要があります。</p> <p>このため、特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の再評価（案）について、広く市民の皆さまのご意見を募集します。</p>
策定根拠となる法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号） 特定個人情報保護評価指針（令和6年特定個人情報保護委員会）
政策等の案の関係資料	特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の再評価（案）（個人住民税賦課に関する事務）の概要

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和7年1月7日（火）
------------	-------------